

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和56年6月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月31日から同年6月1日まで

株式会社Aに、昭和53年6月1日から56年5月31日まで在籍した。同年5月の厚生年金保険の加入記録が無いのは、同月31日が日曜日であったため、資格喪失日の記入を間違えたことが理由だと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和53年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、56年5月31日に資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「退職金の明細書で厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。」としているところ、申立期間において社会保険事務の担当者であった同僚は、「申立人が退職したのは、私が前任者から社会保険事務の仕事を引き継いだ直後で不慣れな時期であり、申立人の退職日は月末であったが日曜日であったため、誤って退職日を前日の土曜日としたもので、本来であれば退職日は昭和56年5月31日、資格喪失日は同年6月1日としなければならなかった。申立人の同年5月分の厚生年金保険料は控除していたと思う。当時の事務処理としては、当月分の保険料を退職金からも控除していた。」と回答していることから、申立人は、昭和56年5月31日まで当該事業所に在職していたものと考えられる。

また、前述の社会保険事務担当であった同僚の前任者である別の同僚は、「給与は月給制で、厚生年金保険料は翌月控除であった。退職日が月末の場合は翌月の1日を資格喪失日としており、退職月の厚生年金保険料は退職金から控除していた。」と回答しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、同氏は昭和56年4月1日に厚生年金保険の資格を喪失しており、同氏提出の退職金明細書において、退職月の厚生年金保険料が控除されている記載が確認できる。

これらを考え合わせれば、申立人の厚生年金保険の資格喪失手続は適切になされなかったものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により退職金から控除されていたものと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和56年4月の社会保険事務所（当時）の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の状況については不明と回答しているが、申立人に係る雇用保険の離職日は昭和56年5月30日となっていることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って申立人の離職日又は資格喪失日を記録したとは考え難く、事業主は同年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を32年8月1日、資格喪失日に係る記録を34年12月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を、32年8月から33年9月までは5,000円、同年10月から34年9月までは6,000円、同年10月及び同年11月は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から34年12月1日まで

昭和30年4月1日にA株式会社の前身であるB株式会社に入社した。その後、31年4月1日にC部門が独立して設立された、A株式会社に正社員として採用され、34年11月30日まで職人として勤務した。

申立期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、当該同僚の一人が所持している昭和32年4月からの給料支払明細書によれば、同年8月分から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、前述の複数の同僚及び別の同僚からは、「職種の違いで厚生年金保険への加入に差は無かった。」との証言を得ており、このうち一人の同僚及び給与支払明細書を所持している同僚が記憶している当該事業所が適用事業所となった昭和34年7月1日当時の従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数は、おおむね一致していることから、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考え

られる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A株式会社の新規適用日は昭和34年7月1日であることが確認できるが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、31年4月4日に法人としての登記をしていることが確認できることから、少なくとも同日から事業が開始されていたことが認められるとともに、複数の同僚の証言により、同年4月の時点においては、同社は5人以上の従業員を雇用し製造業等を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間当時の申立人と同年代の同僚の標準報酬月額、及び同僚が所持する給与明細書における保険料控除額から、昭和32年8月から33年9月までは5,000円、同年10月から34年9月までは6,000円、同年10月及び同年11月は7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、確認することはできないが、当該期間のうち、適用事業所でない期間については、適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められ、また、当該期間のうち、適用事業所となっている期間については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和32年8月から34年11月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和31年4月1日から32年8月1日までの期間については、前述のとおり、A株式会社は既に適用事業所ではなくなっている上、申立人が同社において厚生年金保険料を控除されていた事実がうかがえる事業主及び同僚からの証言等が得られず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を32年8月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、同年8月から33年9月までは5,000円、同年10月から34年6月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から34年7月1日まで

夫から生前に、昭和31年4月1日にA株式会社に正社員として採用され、53年2月20日まで職人として勤務したと聞いていた。

申立期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたと聞いていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が、昭和32年4月1日から継続してA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、同僚のうち一人が所持している昭和32年4月からの給料支払明細書によれば、同年8月分から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、前述の複数の同僚のうちの二人及び別の同僚からは、職種の違いで厚生年金保険への加入に差は無かった旨の証言を得ているところ、このうちの一人の同僚及び給与支払明細書を所持している同僚が記憶している当該事業所が適用事業所となった昭和34年7月1日当時の従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数は、おおむね一致していることから、

当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A株式会社の新規適用日は昭和34年7月1日であることが確認できるが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、31年4月4日に法人としての登記をしていることが確認できることから、少なくとも同日から事業が開始されていたことが認められるとともに、複数の同僚の証言により、同年4月の時点においては、同社は5人以上の従業員を雇用し製造業等を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚が所持する給与明細書における保険料控除額及び申立人のA株式会社における昭和34年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、32年8月から33年9月までは5,000円、同年10月から34年6月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所であるにもかかわらず、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の昭和32年8月から34年6月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和31年4月1日から32年8月1日までの期間については、A株式会社は既に適用事業所ではなくなっている上、申立人が同社において厚生年金保険料を控除されていた事実がうかがえる事業主及び同僚からの証言等が得られず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立期間のうち、平成9年4月から同年9月までは16万円と認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を16万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年12月1日から9年10月1日までの期間及び同年12月1日から11年1月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を7年12月は30万円、8年1月から9年9月まで及び同年12月は22万円、10年1月から同年12月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月1日から9年10月1日まで
② 平成9年12月1日から11年1月1日まで

有限会社Aで勤務していた期間の標準報酬月額について、国（厚生労働省）の記録では、申立期間①のうち、平成7年8月から9年3月までは16万円、同じく9年4月から同年9月までは9万8,000円、申立期間②については9万8,000円となっているが、実際には、給与は20万円から30万円もらっており、両申立期間に給与から控除されていた厚生年金保険料は、当該給与額に見合う金額であり、標準報酬月額が相違している。

当時の給与支払明細書も所持しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち平成9年4月から同年9月までの期間については、オンライン記録において、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額が16万円と記録されていたところ、有限会社Aが適用事業所ではなくなった日（平成9年10月1日）の後の同年10月9日付けで、同年4月1日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額が9万8,000円に減額訂正されている。

また、当該事業所におけるすべての被保険者についても、申立人と同様、同時期に標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して減額訂正されたことが確認できるところ、同僚から提出された確定申告書から推認できる厚生年金保険料の控除額は、当該同僚に係る減額訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に相当する保険料よりも高額となっている。

これらを総合的に判断すると、平成9年10月9日付けで行われた標準報酬月額の訂正処理は、事実即ししたものとは考えられず、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の当該期間における標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成7年12月から9年9月までの期間及び申立期間②については、申立人提出の給料支払明細書（平成7年12月及び8年2月から同年5月まで）に記載されている厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額（遡及訂正前の記録を含む。）に相当する保険料よりも高額であることが確認できる。

また、同僚から提出された平成9年分及び10年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている金額から、当該期間における厚生年金保険料の控除額は、当該同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料よりも高額であることが確認できる。

申立てに係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたかについては、前述の給料支払明細書を除いて、これを確認できる資料は無いが、前述の同僚の確定申告書における厚生年金保険料の控除の状況から、有限会社Aでは、社会保険事務所に届出をしている標準報酬月額ではなく、実際の報酬額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたことが認められることから、申立期間①のうち、平成7年12月から9年9月までの期間及び申立期間②については、申立人についても、同様に、実際の報酬額に見合う標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたものと考えられる。

以上のことから、申立期間①のうち平成7年12月、8年1月から9年9月までの期間及び申立期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額及び同僚から提出された確定申告書から、7

年12月は30万円、8年1月から9年9月までの期間及び同年12月は、22万円、10年1月から同年12月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は平成14年9月30日に適用事業所ではなくなっており、元事業主からも回答を得ることができないため確認できないが、申立人提出の給料支払明細書に記載されている保険料控除額に相当する標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と、7年12月及び8年2月から同年5月までの間一致しておらず、また、同僚から提出された確定申告書に記載のある社会保険料控除額に相当する標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と、9年1月から10年12月までの長期間において一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成7年8月から同年11月までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給料支払明細書は無く、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月26日から同年12月25日まで
A株式会社には、募集広告を見て面接を受け、正社員として採用された。当時の面接者はB事業所の車主であった。

国（厚生労働省）の記録では、昭和31年5月10日から同年8月26日までが厚生年金保険の加入期間となっているが、自分としては退職した同年12月25日まで同じ勤務条件、勤務内容で働いていたことから、同年8月26日に厚生年金保険の資格を喪失しているのはおかしいと考える。

昭和31年11月ころにケガをした記憶があり、当該事業所で勤務していたことは間違いない。C事業所が本社で、B事業所は営業所のような扱いであった。自分が勤務したB事業所には7人ほどが働いており、同僚として1人を記憶している。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A株式会社は、「当時の事務担当者は既に亡くなっている上、資料も無い。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、元従業員の証言から当該事業所は、自家用トラックを所有する車主に名義を貸し、自家用トラックの車主の判断により車主に使用される者について、当該事業所が厚生年金保険への加入及び脱退の手続をしていたことがうかがえるものの、申立人の車主は所在不明であることから、同車主が昭和38年8月26日を申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日として、届け出た事情は不明である。

加えて、申立人が唯一記憶している同僚については、既に亡くなっており、

証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。